

2025年11月21日

お客さま各位

遠州信用金庫

健康保険証等の本人確認書類としてのお取扱い終了について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年6月9日公布のデジタル庁「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」等が施行され、2024年12月2日から健康保険証等の新規発行が停止されました。

これに伴い、1年間の経過措置をもって2025年12月2日以降は健康保険証等を本人確認書類としてお取扱いができなくなります。なお、健康保険証等に代わり発行される「資格確認書」は、有効期限内で本人確認書類としてお取扱いできますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

